

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号

法人税更正処分等取消請求上告受理申立事件

国側当事者・広島西税務署長事務承継者麹町税務署長

平成20年9月16日不受理・確定

決 定 事 項

申立人の上告受理の申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法318条1項 (上告受理の申立て) により受理すべきものとは認められないとして、申立人の上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、同●●年 (〇〇) 第●●号 平成17年5月13日判決、本資料255号—147・順号10028)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年 (〇〇) 第●●号、同年 (〇〇) 第●●号 平成18年5月17日判決、本資料256号—135・順号10395)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年 (〇〇) 第●●号、第●●号法人税更正処分等取消請求控訴、同附帯控訴事件について、同裁判所が平成18年5月17日に言い渡した判

【決定】 決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成20年9月16日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

当事者目録

申立人	広島西税務署長事務承継者
同指定代理人	麴町税務署長 小松 則男
	貝阿彌 誠
	岸 秀光
	平野 貴之
	木崎 弘之
	三上 寛治
	太田 晃詳
	藤谷 俊之
	遠藤 伸子
	堀田 秀一
	沼田 渉
	雨宮 恒夫
	片桐 克典
	清水 一夫
	川上 昌
	殖栗 健一
相手方	旧株式会社A訴訟承継人
同代表者代表取締役	株式会社H
同訴訟代理人弁護士	乙
	藤枝 純
	神田 遵
	宰田 高志